## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成27年度 不適合管理委員会報告情報(平成27年 4月10日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 4月10日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 4 件

そ σ.	) 他:	4 件		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	1号機	照明用分電盤(LP-1C31)において、回路NO.8(コントロール建屋所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)室、所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)室、非常用電源室コンセント)の絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該回路を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)(2B-1)しゃ断器内部点検時において、主発電機ロックアウトリレーの動作及び主変圧器消火装置の起動が認められたため、当該事象の原因調査・対応検討。	GⅢ	
3	2号機	換気空調系原子炉建屋排気ダクト(南側)において、当該ダクトのタービン建屋壁との貫通部より異音 (タービン建屋内への外気の吸い込み音)が認められたため、原因調査・対応検討。	GⅢ	
4	3号機	補機冷却海水系熱交換器出口配管点検において、配管内部ライニング(被覆)に不良(ライニング浮き 8箇所、孔食76箇所)が認められたため、当該ライニングを修理。	GⅢ	